

皆さんは歯医者にも自宅を訪問して治療を行なう訪問歯科診療がある事をご存じですか。

訪問歯科診療とは、さまざまな理由で歯科医院に通院することが困難な人のために、歯科医師や歯科衛生士が、自宅または病院や施設を訪問して歯科治療を行なうものです。

応急処置などを行なう一時的なものから、計画的な治療を行なうもの、あるいは継続的な口腔ケアを行なうものなど、さまざまな歯科治療を受けることができ、費用は医療保険や介護保険が適用されます。



一番多いのは入れ歯が痛い、壊れた、新しく作り直したいなど、入れ歯に関する事ですが、他にもポータブルユニットと呼ばれる機械(携帯型の歯を削る機械)を使った虫歯の治療や、麻酔をして抜歯などの処置をしたり、定期的にプラーク(歯垢)や歯石を取る、などがあります。

ただ、自宅での診療は水平に倒れる椅子や明るいライトが有るわけではないのでどうしても時間がかかったり、負担のかかる姿勢を取らなければならないこともあるため、治療の時間や方法は利用者の体力に合わせて無理の無いように進めていきます。

歯科医師が自宅を訪問することのメリットは、通院しなくても良いというだけでなく、直接、利用者の食生活や歯ブラシなどの使用状況などを確認することができることや、口腔ケアの方法を指導する場合にも本人だけでなく介護者にもアドバイスを行なうことができることです。生活環境や介護の状況も把握できるので、よりの確な口腔ケアを提案することが可能になります。

しかし、訪問歯科診療は誰でも受けられる訳ではありません。基本的に要介護者であり“通院困難な人”と決められています。

通院困難とは、高齢や障がいがあり、自力歩行ができない、寝たきり、重度の認知症などにより、通院が困難な状態です。

また、それらの理由があっても普段は介護者がいる場合は認められない事があります。

訪問歯科診療を希望するときは、まずかかりつけの歯科医院に問い合わせてみてください。

かかりつけの歯科医院が無い、もしくはかかりつけの歯科医院が訪問診療を行っていない場合や、自宅と歯科医院が16km以上離れている場合(保険適用外になる可能性があります)は、『きくち圏域みんなの在宅ネットワーク』のホームページにアクセスし、トップページの下の方にある歯科医師のカテゴリを参照してください。

訪問歯科診療によって、早めの治療・口腔ケアに取り組み、いつまでもお口の機能を維持することが大切です。

合志市 三隅歯科医院 副院長 三隅 寛

次は管理栄養士の三山 五月 様にリレーします。